（特定手数料還付事件に関する手数料の還付等の処分の方式）

第三条　裁判所書記官は、特例手数料還付事件において金銭を還付する処分をするときは、処分の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子調書のファイルへの記録の方式）

第四条　裁判所書記官は、特例手数料還付事件において電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成してファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

（電子調書の形式的記録事項）

第五条　裁判長は、附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則第十九条第一項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。　［新設］

２　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（期日及び電子調書に関する民事訴訟規則の準用）

第六条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、特例手数料還付事件の手続の期日及び電子調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則第二十条第一項」と読み替えるものとする。　［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子調書の更正処分の方式）

第七条　裁判所書記官は、法附則第四条第一項の規定による電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

２　裁判長は、前項の電磁的記録の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電磁的記録に記録するとともに、当該電磁的記録の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。